

## 就労系サービスにおける在宅支援に関するQ&amp;A(R0401)

質問	回答
<p>1 「通所が困難」または「通所時よりも在宅支援の方がより支援効果が具体的に見込まれる」について、具体的にはどのような事例があるか。</p>	<p>以下のような事例が想定されます。</p>
	<p>【通所が困難・事例1(就労移行支援)】            重度の身体障害でリクライニング車いすで通所しようとしたが、通所により体力の消耗が著しく(特に夏季、冬季)、頻繁に体調不良になる可能性が高い。今後、在宅での一般就労を強く希望しており、そのためのPCスキルを身に着けたい。</p>
	<p>【通所が困難・事例2(就労継続支援A型もしくはB型)】            PTSDにより、人が多くいる地下鉄やバスでの通所に著しい恐怖を感じる。通所に関しては、支援者付き添いのもと、月に1、2回程度は何とか通所できるが、毎日は難しい。治療は継続し改善していけば徐々に通所に切り替えていきたいがしばらくは在宅での支援を希望している。今後、就労継続A型もしくはB型で働きたい。</p>
	<p>【通所時よりも在宅支援の方がより支援効果が具体的に見込まれる・事例1(就労移行支援)】            強迫性障害による著しい不潔恐怖や不安症状がある。外出はなんとかできるが、人との距離感や外出先で著しい負担感を感じている。医師からは数年単位で治療の継続が必要と診断されており、今後、本人も在宅での就労を希望している。事業所内では、不潔恐怖により、訓練や作業に集中できず、効果が上がらない。試しに自宅で同じ訓練内容を提供してみると、目に見えて高い効果が得られた。</p>
<p>【通所時よりも在宅支援の方がより支援効果が具体的に見込まれる・事例2 就労継続支援A型もしくはB型】            自閉症等の障害特性で集団で過ごすことが苦手。事業所としても、個別スペースを確保する等対応してきたが、それでも作業に集中できなかった。作業自体は熱心に取り組もうとしている。試しに自宅で作業をさせてみると、通所では1時間20個しかできなかった内職作業が30個できた。本人や家族も在宅で支援を受けることには同意している。</p>	

2	個別支援計画案の提出にあたって、一日および一週間のスケジュールがわかるもの、とあるが様式はあるか。	任意の様式となります。一日のスケジュールに関しては、30分間程度の間隔で記載したものを作成してください。
3	新型コロナ対応の令和3年度の在宅支援において対象者を「利用者自身が高齢(65歳以上)もしくは基礎疾患があるなど感染した際に重症化するリスクがあり、本人が在宅での支援を希望している」「新型コロナウイルス感染症の感染への障害特性による著しい不安等により、利用者本人が通所を控えたい等の希望があり、在宅での支援を希望している」としているが、市の考えを聞きたい。	新型コロナウイルス感染症対策においては、厚生労働省のホームページ等で、現在、具体的な手段が示されているところですので、各事業所、利用者の皆様には十分な感染症対策を実施していただいた上でのサービスの提供および利用をお願いします。ただし、重症化リスクや障害特性による強い不安障害等が認められる場合かつ利用者本人が在宅支援を希望する場合は可能と考えますので、その場合は本市の通知にてお示しのと通りの対応をお願いします。
4	「新型コロナウイルス感染症の感染への障害特性による著しい不安等により、利用者本人が通所を控えたい等の希望があり、在宅での支援を希望している」とあるが、障害特性ゆえに認められる場合は、具体的にはどのような方が対象となるのか。	例えば、強迫性障害で極度の不潔恐怖があり、外出自体が困難な上に新型コロナによる影響があり、不安がさらに強くなっているなど日常生活に影響を受ける方のケースを想定しています。
5	利用者自身には「利用者自身が高齢(65歳以上)もしくは基礎疾患があるなど感染した際に重症化するリスクがあり、本人が在宅での支援を希望している」の内容に該当はしないが、同居している家族で高齢者や基礎疾患を持つ者、妊婦等がいる場合は対象となるか。	まずはご自宅等での感染症対策を十分実施していただきたいと考えます。やむを得ない事情があり、特に必要性であれば、個別にご相談ください。
6	支給決定通知や障害福祉サービス受給者証上ではどのような記載になるのか。	通常の記載に加え、特記事項欄に、市町村要件(1)のうち、アまたはイの場合は、「就労系サービスによる在宅支援可」、ウの場合は「就労系サービスによる在宅支援可(新型コロナ対応)」と記載がされます。

7	市町村要件の(1)のうち、ウについては、「当面の間」とあるが具体的にはいつまでか。	新型コロナウイルスの市中の感染状況等にて終了時期の判断を行います。内容に変更がある場合はウェルネットなごや等を通じて、通知を行いますので、ご確認ください。なお、「当面の間」が終了後については、受給者証に「就労系サービスによる在宅支援可(新型コロナ対応)」と記載があっても、在宅支援は認められません。通所に切り替えていただくか、市町村要件(1)のAもしくはIによる申請を再度行ってください。
8	市町村要件の(2)について、具体的に聞きたい。	障害特性にて、短時間での利用しか困難な場合は、その理由を協議書および個別支援計画に明確に記載していただき、個別ケースごとに適切なサービス提供体制を整えてください。なお、「作業内容が確保できない」「人員体制が取れない」などの事業者都合による理由による短時間での利用は認められません。
9	支援過程における記録については何か気をつけることはあるか。	H19年4月2日国通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(R3年3月30日障障発0330第2号改正)」に基づいたサービス提供を実施していることが明確になるよう適切な記録を行ってください。
10	市内および近隣市町村以外(遠方の県外等)のサービス提供事業所にて、在宅支援を利用することは可能か。	市内および近隣市町村以外での利用は想定していません。H19年4月2日国通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(R3年3月30日障障発0330第2号改正)」のうち、事業所要件の中で「緊急時の対応ができること」と記載があるため、基本的には緊急時等においてサービス提供事業所の職員による利用者宅への訪問等の対応が可能な範囲を想定しています。